

# 鳥取県公報

令和7年8月8日(金) 第9717号

毎週火·金曜日発行

			目	次
$\Diamond$	告	示	鳥取県立県民文化会館の利用料金の一部改正 (487) 知事指定薬物の指定の失効 (488) (医療・保険課) 鳥獣保護区の区域の指定予定 (489) (鳥獣対策課) 土地改良区の定款の変更の認可 (490) (農地・水保 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (491) (西	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
$\Diamond$	公	告	採石業務管理者試験の実施(治山砂防課)・・・・・ 保安林の指定に係る森林所有者等への公示による通知 (西部総合事務所日野振興センター)・・・・・・ 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活	5
$\Diamond$	調達公	告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 落札者の決定 (西部総合事務所県民福祉局)・・・・	
			落札者の決定(米子工業高等学校)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

# 示

# 鳥取県告示第487号

令和6年鳥取県告示第281号(鳥取県立県民文化会館の利用料金について)により告示した利用料金の一部を改 正することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年鳥取県条例第2号)第11条 第2項の規定に基づき令和7年7月30日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後 改正前 1 利用料金 1 利用料金 (1) 略 (1) 略 (2) 設備利用料 (2) 設備利用料 ア略 ア略 イ 小ホール イ 小ホール 区分 区分 利用料 利用料 種別 設備名 種別 設備名 舞 台 略 舞台 略 設備 仮設能舞台(小 1セット1回に 設備 仮設能舞台(小 1セット1回に ホール仕様) ホール仕様) つき つき 17,730円 17,730円 仮設音響反射板 1セット1回に つき 4,130円 略 略 備考 備考 1 略 1 略 2 移動して利用することができる設備・備 2 移動して利用することができる設備・備 品については、支障のない範囲内で小ホー 品については、支障のない範囲内で小ホー ル以外の施設でも利用できるものとする。 ル以外の施設でも利用できるものとする。 この場合における仮設音響反射板の利用料 金は、当該設備の設置及び撤去に要する費 用として1セット1回につき5,940円を加算 するものとする。 ウ略 ウ略 2 略 2 略

この告示は、令和7年8月8日から施行し、同年7月30日から適用する。

# 鳥取県告示第488号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例(平成25年鳥取県条例第6号)第10条第1項の規定に基づき、知事指 定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日	
7-知(1)-1	Cyputylone,	令和7年7月4日	令和7年7月13日	
	N-Cyclohexylmethylo			
	n e			
7-知(1)-2	N-Desethyl etonitaze	,,	"	
	n e	"		
7-知(1)-3	1 T – A L – L A D	JJ	II.	

#### 鳥取県告示第489号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき、 鳥獣保護区の区域を指定する予定であるので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、令和7年8月21日までに、知事に縦覧に供された案についての 意見書を提出することができる。

令和7年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 鳥獣保護区の名称

大山オオタカの森鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線にある川手川を起点とし、同点から県道大山佐摩線に沿って西方へ進み、県道赤松大山線との交点に至り、同点から南西に進み、農道との交点に至り、同点から農道を北西に進み、町道清水原線に至り、同町道を西方に進み、町道畑・古前線に至り、同町道を水路に沿って約300メートル北西に進み、県有林界に至り、同点を県有林界に沿って北方に進み、里道に至り、同里道を北方に進み、県有林との境界に至り、同境界を東方に進み、県道大山佐摩線と里道の交点に至り、同点から県有林界を東方へ進み、川手川沿いのガードレールに至り、同所から川手川に沿って県有林界を東方へ進み起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積104へクタール)

3 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案
  - (1) 指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、鳥取県西伯郡大山町に位置する104へクタールのアカマツ林であり、希少な野生生物であるオオタカの生息・営巣が確認されており、野生鳥獣の重要な生息地となっている。

また、当該地域は、鳥取県が平成16年に鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例を制定し、鳥取県立大山オオタカの森として保全している。

このため、鳥獣の生息・繁殖に重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、区域内に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所 鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課
- 6 1から4までに掲げる事項の縦覧期間 令和7年8月8日から起算して14日間

#### 鳥取県告示第490号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、溝口町土地改良区の定款の変更を令和7年 7月30日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法 第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

名称	士たろ鬼終所	サービス事業を行っ	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行ってい る事業所の所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
社会福祉法人	西伯郡南部町	特別養護老人ホーム	西伯郡南部町落合480	短期入所	令和7年9月
伯耆の国	落合646	ゆうらく			1 目

採石法 (昭和25年法律第291号) 第32条の13第1項の規定に基づき、第54回採石業務管理者試験を次のとおり実 施する。

令和7年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 試験の日時 令和7年10月10日(金)午前10時から
  - (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第34会議室

2 試験科目及び試験時間

	試験科目	試験時間
7	ア 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)	
1	イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる	
	湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関す	2時間
	る技術的な事項	

# 3 受験申込手続

受験願書(出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真(縦6センチメートル×横4センチメートルのカ ラー写真(コピーは不可とする。)で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添付する こと。)及び受験票を、令和7年8月18日(月)から同年9月19日(金)までの各日(日曜日、土曜日及び国 民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に県土整備部河川港湾局治山砂防課、 各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する 一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下 「信書便」という。)により提出する場合は、令和7年9月19日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消 印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し85円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土 整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

- 4 受験手数料及びその納付方法
  - (1) 受験手数料 8,100円
  - (2) 納付方法

受験願書及び受験票を提出した際に交付され、又は返送される納付書により、納付書裏面記載の金融機関 又はコンビニエンスストアにおいて現金で納付すること。また、納付後に交付される納付済証の領収日付印 欄に領収印が押印されていることを確認し、これを受験願書の裏面に貼り付けること。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験会場において案内する。

- 6 その他
  - (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送を する。
  - (2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部河川港湾局治山砂防課(電話0857-26-7378)

鳥取県土整備事務所 (電話0857-20-3641)

八頭県土整備事務所(電話0858-72-3152)

中部総合事務所県土整備局 (電話0858-23-3217)

西部総合事務所米子県土整備局(電話0859-31-9779)

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局(電話0859-72-2049)

森林法(昭和26年法律第249号)第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者金田喜平及び矢田貝 熊太郎の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和7年8月8日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 郡 香 緒 利

- 1 通知の題名 保安林の指定について
- 2 通知の要旨 森林所有者の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第25条第1項の規定 により行った保安林の指定の告示(令和7年6月30日付農林水産省告示第1028号)の内容 (告示の内容)
  - (1) 保安林の所在場所 日野郡日野町中菅字峠田225
  - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振 興局農林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日野町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び 空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年8月8日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 講習の種別及び受講対象者
  - (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下 「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

# 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日時	場	受 講 対 象 者
	令和7年9月5日	米子市上福原1266-4	琴浦大山、米子、境港及び黒
初心者講習	午前10時から午後	鳥取県米子警察署	坂の各警察署の管内に居住す
	3時30分まで		る者
	令和7年9月19日		
経験者講習	午後1時30分から	n	"
	午後4時30分まで		

- 3 講習時間及び講習課目
  - (1) 講習時間
    - ア 初心者講習 4時間30分
    - イ 経験者講習 3時間
  - (2) 講習課目
    - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
    - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考查

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 6 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料
    - ア 初心者講習 6,900円
    - イ 経験者講習 3,000円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操 作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

令和7年8月8日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅

# 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している

# 2 開催の日時、場所等

# (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場	所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和7年9月7日	鳥取市覚寺768-1		トラップ射撃	7 1/2号の散弾	6人
午前9時から正午	鳥取クレー射撃場				
まで					
令和7年9月7日	倉吉市葵町690-1				5人
午前9時から午前	倉吉市営射撃場		"	"	
11時20分まで					
令和7年9月8日	西伯郡南部町鴨部933				
午後1時から午後	米子国際射撃場		"	"	"
4時まで					
令和7年9月22日					
午後1時から午後	n,		"	11	"
4時まで					

# (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和7年9月2日	岡山県岡山市北区御津伊田2291	大口径ライフル銃等	大口径ライフ	5人
午前10時から午後	御津ライフル射撃場	射撃	ル銃等に適合	
2時30分まで			する実包	
令和7年9月9日				
午前10時から午後	II	"	"	"
2時30分まで				
令和7年9月16日				
午前10時から午後	II	"	"	"
2時30分まで				
令和7年9月30日				
午前10時から午後	"	"	"	"
2時30分まで				

### 3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
  - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
  - イ 猟銃の点検
  - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
  - エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
  - ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
  - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

- 6 携行品
  - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
  - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
  - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)又は住所地を管轄する 警察署に問い合わせること。

# 調達公告

\_\_\_\_\_\_

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

1 調達件名及び数量 鳥取県西部総合事務所で使用する電気の供給

予定使用電力量(供給期間総計)2,474,106キロワット時

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 机 H 令和7年7月3日

4 落札者の名称及び所在地 株式会社U-POWER

東京都品川区上大崎三丁目1-1

5 落 札 金 60,438,003円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 額

6 入 札 公 告 日 令和7年5月16日

札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県西部総合事務所県民福祉局会計総務課

及び所在地 米子市糀町一丁目160

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 鳥取県立米子工業高等学校CAD室パソコン等賃貸借 一式

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 令和7年6月24日 H

4 落札者の名称及び所在地 株式会社ソルコム鳥取支店

鳥取市岩吉166-2

5 落 札 金 69,867,600円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 額

6 入 札 公 告 日 令和7年5月13日

7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立米子工業高等学校 及び所在地 米子市博労町四丁目220